

徳島大学工業会京滋支部会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、徳島大学工業会会則第21条の規定に基づき設置されるもので、徳島大学工業会京滋支部（以下、本支部という）と称する。
- 第2条 本支部は、徳島大学工業会会則を踏襲し、支部会員相互の親睦を図るとともに母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 支部会員は、京都府または滋賀県に在住する徳島大学工業会会員および役員会で認められた徳島大学工業会会員をもって組織する。
- 第4条 本支部は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 徳島大学工業会が行う事業に対する参画または支援事業を行う。
 2. 支部会員の研鑽および親睦を図るため、会合または親睦会等を開催する。
 3. その他役員会で決定された事業を行う。
- 第5条 本支部は、事務所を支部長宅に置く。

第2章 役 員

- 第6条 本文部は、次の役員を置く。
- 1) 支部長 1名
 - 2) 副支部長 若干名
 - 3) 監査 1名
 - 4) 幹事長 1名
 - 5) 幹事 若干名
- 第7条 各役員の任期は2年とし、重任または留任を妨げない。
- 第8条 役員を選出は次項による。
- 1) 支部長は総会において選出する。
 - 2) 副支部長、鑑査、幹事長および幹事は役員会において支部長が任命する。
- 第9条 本支部に顧問を設けることができ、役員会において推薦し支部長が委嘱する。
- 第10条 役員職務は次のとおりとする。
- 1) 支部長は会務を総括し本支部を代表する。
 - 2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。

- 3) 監査は支部運営および会計を監査する。
- 4) 幹事長は会務を運営し、幹事は会務に従事する。
なお、顧問は役員会に出席し、本支部の運営について意見を述べるができる。

第3章 会 務

- 第11条 本文部の幹事に次の担当を置き会務を行う。
- 1) 庶務担当 会員相互の連絡に関する事務および運営に関する庶務を行う。
 - 2) 会計担当 会費の徴収および経費の支出等の会計事務を行う。

第4章 運 営

- 第12条 総会は原則として毎年1回支部長が招集して開催し、会務の報告ならびに決算、予算および重要事項の審議を行う。その決議は、出席者の過半数により、支部長が採決する。
- 第13条 役員会は必要に応じ開催し、重要事項を審議する。
- 第14条 本支部の運営年度は、総会から始まり、次年度の総会に終わる。

第5章 会 計

- 第15条 本支部の運営は、徳島大学工業会本部よりの交付金、会費、寄付金その他の収入による。
- 第16条 本支部の会計年度は、総会の日から始まり、次年度の総会の前日に終わる。

第6章 付 則

- 第17条 本会則の改訂は、役員会で審議し、総会の出席者の過半数により決定する。本会則は、平成19年10月20日に改訂し、施行する。

(以上)

改訂歴 昭和62年10月20日制定
平成元年6月10日改訂
平成19年10月20日改訂
平成20年10月18日改訂（副支部長2名を若干名に）